梨県公報

号外第二十一号

曜

の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「財団法人山梨県県民スポーツ事業団」を「財団法人山梨県体育協会」

山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例(平成六年山梨県条例第二十五号)

山梨県立八ヶ岳スケートセンター 設置及び管理条例の一部を改正する条例

日

三月三十一日

木

平成十七年

に改める。

則

この条例は、 平成十七年四月一日から施行する。

規

則

山梨県規則第四十号

山梨県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

扱事務の名称等口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令四 山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令

条例のあらまし

山梨県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県立八ヶ岳スケートセンター 設置及び管理条例の一部を改正する条例

目

次

山梨県知事 Щ

本

栄

彦

山梨県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

うに改正する。 山梨県都市公園条例施行規則 (昭和三十九年山梨県規則第三十四号)の一部を次のよ

第八条中「財団法人山梨県県民スポーツ事業団」を「財団法人山梨県体育協会」に改

則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

告

示

山梨県告示第二百一号の二

ととした。

この条例は、

平成十七年四月一日から施行することとした。

条

例

の統合により解散するため、管理委託する法人を財団法人山梨県体育協会に改めるこ

管理委託している財団法人山梨県県民スポーツ事業団が財団法人山梨県体育協会と

山梨県立八ヶ岳スケートセンター 設置及び管理条例の一部を改正する条例 (条例第

七十九号) (教育庁スポーツ健康課)

称等を次のように定める。 口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名

平成十七年三月三十一日

山梨県立八ヶ岳スケートセンター 設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

の名称等 口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務

取扱事務の名称及び記録項目、 に基づき定める口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報 山梨県個人情報保護条例(平成十七年山梨県条例第十五号)第二十七条第一項の規定 開示期間並びに開示場所は、 次のとおりとする。

山梨県条例第七十九号

平成十七年三月三十一日

Щ

梨 県 公

報

号

外

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

第二十一号 平成十七年三月三十一日

県
公
報
号
外
第
+
号
_
平成十七年
† +
崖
月
月三十
日

						1											
七	六	五	四		Ξ		_							抜	-		
調理師試験	製菓衛生師試験	クリー ニング師試験	毒物劇物取扱者試験		薬種商認定試験		准看護師試験							抜試験	山梨県立大学入学者選	名称	対象と
 同 右	同右	験 同右	 		——— 同 右		——— 科 目				—————————————————————————————————————	目合に否	受験	目別		記	対象となる個人情報取扱事務
						科目別得点及び総合得点					得点並びに成績順位目に限る。)及びその合計合否判定に用いる教科・科		受験した者について大学が	目別得点 (一般選抜試験を	大学入試センター 試験の科	録項目	報取扱事務
同 右	同右	同右	同 右	同 右		月 間 ;	日から一かられる	か、月間:	日)から一別に定める	は、大学が	点にあって	別得点及び	試センター	日 (大学入	合格発表の		開示期間
增進課 保健部健康	同右	同右	同右	薬船課	保建部 山梨県福祉	課(保 は 型 県 福 祉							学	山梨県立大] ; ;	開示場所
入学検定試験 十六 産業技術短期大学校		十五 職業訓練指導員試験学試験		:\	十三 技能検定試験		認定記駭	十二 ジュエリーマスター	50000000000000000000000000000000000000	十一 砂利採取業務主任者	十 採石業務管理者試験			九狩猟免許試験		馬	看護大学入学者選抜試
総合得点及び総合順位	科目別得点 科目別得点			同右			科目別得点		同右	科目別得点及び総合得点			適否		兵立ては万糸川石	京位が二党責負立三年次編入学試験の合計得	
同 右		同右		同右		同右		同右		同右		同右			同右		同右
同右	大学校短期	山梨県立産	山 学 石		能力開発課	· 山梨県商工	振興課訊工業	山梨県商工		—— 同 右	整備課	環境部森林		り自然課	環境部みど	記り	選 選

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成十七年四月一日から施行する。

(関係告示の廃止)

2 口頭により開示請求をすることができる個人情報及び開示の方法 (平成五年山梨県 告示第三百八十九号の二)は、廃止する。

(適用区分)

3 この告示の規定は、平成十七年四月一日(以下「施行日」という。)以後に開示期 間の初日が到来する保有個人情報について適用し、施行日前に開示期間の初日が到来 した保有個人情報については、なお従前の例による。

令

訓

山梨県訓令甲第七号

出本

先 機 関庁

山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定め

Щ

梨

県公報号

外

第二十一号

平成十七年三月三十一日

る

平成十七年三月三十一日

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程(昭和三十二年山梨県訓令甲第十七号)の 山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令

部を次のように改正する。

える。

別表中「女子短期大学」を「県立大学、女子短期大学」に改め、別表に次のように加

Щ

曜日及び

月

附 則

この訓令は、 平成十七年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第八号

出本

先 機 関庁

労働委員 会事 務 局

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県職員服務規程(昭和四十三年山梨県訓令甲第五号) の一部を次のように改正す

委員会事務局長」に、「地方労働委員会事務局次長」を「労働委員会事務局次長」に、 に、「秘書課に」を「上欄の者と同一の課に」に、「地方労働委員会事務局長」を「労働 地方労働委員会事務局に」を「労働委員会事務局に」に改める。 |限る。)」の下に、「、総合理工学研究機構の事務長」を加え、「秘書課長」を「課長」 第二条第一項の表中「環境科学研究所長」の下に「、総合理工学研究機構総長」を、

この訓令は、 平成十七年四月一日から施行する。

県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所

発行者

Щ

梨

株サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番